様式第７号（第６条関係）

|  |
| --- |
|  |
|  | 基準適合認定申請 | 　 |
| 事務手数料額計算書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第１項の規定による申請） |
| １　計画の評価方法　（該当する□にレを記入） | 住宅部分：□　性能基準　　　　　□　モデル住宅法□　フロア入力法　　　□　その他評価方法非住宅部分：□　標準入力法等　　　□　その他評価方法（　　　　　）　 |
| ２　事務手数料額の計算 |  |
| 　 | 申請の種類（該当する□にレを記入） | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 | 　 |
| □一戸建て住宅の申請の場合 | 床面積 | ㎡ | 別表第2の91の項(1)ア円 | 別表第2の91の項(2)ア円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物の申請の場合 | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | ㎡ | 別表第2の91の項(1)イ(ア)円(ａ´´) | 別表第2の91の項(2)イ(ア)円(Ａ´´) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第2の91の項(1)イ(イ)円(ｂ´´) | 別表第2の91の項(2)イ(イ) 円(Ｂ´´) |
| 合計 | ㎡ | (ａ´´)＋(ｂ´´)円 | (Ａ´´)＋(Ｂ´´)円 |
| 　　　　　　　　　　　 合計　　　　　　　　　　　　　円（注意）　１　「別表第２」とは，国分寺市事務手数料条例別表第２をいう。　２　「適合証等」とは，申請に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類をいう。　３　住宅部分の床面積の合計の項について，共同住宅の評価方法に係るその他評価方法を選択する場合は，共用部分を除くの□にレを記入し，共用部分を除いた床面積を記入する。　４　共同住宅の評価方法に係るその他評価方法に該当するもの以外を選択する場合は，住宅部分の共用部分を除くことができる。この場合における住宅部分の床面積の合計の項については，共用部分を除くの□にレを記入し，共用部分を除いた床面積を記入する。　５　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価を行う場合の事務手数料の額は，標準入力法等による場合により算出した額とする。 |